

逗子市情報公開条例及び解釈運用基準の一部改正（案）（一定期間経過後の情報の公表の見直し）に関する意見を募集します。

1. 意見を募集する趣旨

平成18年に追加された逗子市情報公開条例第6条の2の規定により、情報公開請求に対して全部又は一部が非公開と決定された情報について、決定の翌年度から起算して20年から最大50年まで経過したものについて公表の判断を実施することとなっています。情報公開関連文書を長期間にわたり安全に保存する必要があるため、スキャン等で電磁的記録を作成し、保存するよう、逗子市情報公開条例第18条第3項の規定を改正します。

また、公表の判断結果について、個人情報に配慮しつつ知る権利を保障するため、公表の方法を見直し、解釈運用基準第6条の2関係の規定を改正します。

なお、このことについて、逗子市情報公開運営審議会に諮問したところ、諮問の内容を適当と認める旨の答申が示されました。

2. 条例及び解釈運用基準の改正の概要

(ア) 情報公開請求された情報及び情報公開請求された情報のうち逗子市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2項各号の規定を理由に非公開とされた情報の電磁的記録を作成し、保存することとします。

また、電磁的記録を作成した後の文書は、本来の保存期間の経過後、廃棄することができることとします。

(イ) 条例第6条の2及び第21条に規定する「公表」は、市ホームページに公表の可否の判断の結果を掲載し、公表可能とされた文書は、市政情報広場において申出があった者に対し閲覧に供することとします。

3. 条例及び解釈運用基準改正の趣旨

(ア) 情報公開請求に対して情報の全部又は一部を非公開と決定された情報は、条例第6条の2（一定期間経過後の情報の公表）の規定に基づき、20年～50年経過後に当該非公開情報の公表の可否について判断を行うことから、情報公開関係文書の長期間の安全な保存の方策として次のとおり電子文書により保存いたします。

条例第18条第3項に規定する「原本を保存」について、情報公開請求された情報と条例第5条第2項各号の規定を理由に非公開とされた情報を、所管課が電子文書で保存し、クラウド上において保管することにより、機密性の向上及び安全性の向上を図ります。また、情報公開課は、電子文書の写しをCD-Rなどクラウド上以外の記憶媒体で保管いたします。

また、台帳等の情報で「原本」が更新される性質のものは、一定期間経過後の情報の公表の判断にあたり、情報公開決定時点の情報が固定される必要があるこ

とから、情報公開決定時点の「原本」の電子文書を保存することで、情報を固定いたします。

なお、所管課が保有する紙等の原本文書は、本来の保存期間が経過した後、逗子市文書管理規則に従い廃棄することができます。

- (イ) 個人の権利・利益を侵害するおそれが減少した情報とはいえ、インターネットなど、自由に複写できる環境で閲覧させると、制限がなくなるので、公表判断の結果を市ホームページに掲載することとし、公表された情報については、逗子市役所情報公開課窓口において申出があった者に対して閲覧させることで、個人情報等に配慮しつつ知る権利を保障するものです。

逗子市情報公開条例(平成13年逗子市条例第3号)新旧対照表 (案)

現行	改正後 (案)	備考
逗子市情報公開条例 平成13年3月31日 逗子市条例第3号 (情報の管理等) 第18条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に管理するよう努めるものとする。 2 実施機関は、文書目録その他の資料を作成して情報の存在を明らかにするとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。 3 実施機関は、情報の一部又は全部を非公開としたときは、第6条の2第1項及び第2項に定める期間が経過するまでの間、<u>当該情報の原本を</u> 保存しなければならない。	逗子市情報公開条例 平成13年3月31日 逗子市条例第3号 (情報の管理等) 第18条 (略) 2 (略) 3 実施機関は、情報の一部又は全部を非公開としたときは、第6条の2第1項及び第2項に定める期間が経過するまでの間、<u>公開請求に係る情報及び一部公開決定された情報の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、保存しなければならない。</u>	

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の逗子市情報公開条例第18条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に決定された情報から適用する。

(令和 7 年度以前に非公開とされた情報に係る電磁的記録の作成等の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の逗子市情報公開条例第18条第3項の規定に基づき保存された情報は、改正後の同項の規定の例により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、保存することができる。

逗子市情報公開条例の解釈運用基準(平成 13 年逗子市要綱)の新旧対照表 (案)

名称	条	現行	改正後 (案)
逗子市 情報公開 条例の解釈 運用基準	第 6 条第 2 項関係	2 解釈 (1) 公表の時期 公表の判断は、非公開決定を行った年度の翌年度から起算して 20 年を経過した時点で、情報公開請求がない場合でも、原則公開を前提に実施機関は公表の可否につき判断を行う。 <u>この時点で公表できると判断された情報は、ホームページや閲覧等により、そのときの情報媒体の中からできるだけ多くの人が見る可以选择し、1 年間公表を行う。</u> なお、一定期間経過後の公表後は、当該情報の保存年限に従い原本を廃棄することができる。 また、この時点で個人の権利・利益を侵害するとして公表できないと判断された情報については、50 年を経過するまで10 年ごとに同様の判断を行うものとする。	2 解釈 (1) 公表の時期 公表の判断は、非公開決定を行った年度の翌年度から起算して20 年を経過した時点で、情報公開請求がない場合でも、原則公開を前提に実施機関は公表の可否につき判断を行う。 <u>この時点での公表の判断結果は、ホームページや閲覧等により、そのときの情報媒体の中からできるだけ多くの人が見る可以选择し、1 年間公表を行う。</u> <u>公表できると判断された情報は、情報公開課窓口において申出があったものは閲覧できることとする。</u> なお、一定期間経過後の公表後は、当該情報の保存年限に従い原本を廃棄することができる。 また、この時点で個人の権利・利益を侵害するとして公表できないと判断された情報については、50 年を経過するまで10 年ごとに同様の判断を行うものとする。